

邑南町いじめ防止基本方針 改訂

令和7年6月25日

島根県邑南町

## 目 次

はじめに

### 第1章 町のいじめ防止等に対する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの認知にあたっての教職員等の心構え
- 5 いじめの防止等に対する基本的な考え方
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめへの対処
  - (4) 地域や家庭との連携
  - (5) 関係機関との連携
- 6 いじめの問題に対する役割
  - (1) 町
  - (2) 学校
  - (3) 児童生徒
  - (4) 保護者
  - (5) 地域住民

### 第2章 町が実施する施策

- 1 子どもを見守る環境を整える
  - (1) いじめ防止のために関係機関と連携を図るための組織の設置
  - (2) いじめ防止に関する啓発等
  - (3) 国や県の施策の活用と連携
  - (4) 通報及び相談体制の整備
  - (5) 専門的な知識を有する者の確保等
  - (6) 学校相互間の連携体制の整備
  - (7) いじめの防止等への取組の点検と充実
  - (8) 地域内での連携の構築
  - (9) 学校と地域・家庭との連携の促進
- 2 いじめを未然に防ぐ
  - (1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - (2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援
  - (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- 3 いじめに対処する
  - (1) いじめに対する措置
  - (2) いじめが行われた場合の学校への支援、指導、調査

(3) 重大事態への対応

- ① 事実関係を明確にする調査の実施
- ② 調査報告を受けた町長による再調査及び措置
- ③ 再発防止の措置

(4) いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒のために必要な措置

第3章 学校が実施する取組・対応

- 1 学校におけるいじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置
- 3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組
- ② いじめの防止のための取組
- ③ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

(2) 早期発見

- ① いじめの積極的な認知と情報の共有
- ② いじめの早期発見のための措置

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに対する組織的な対応及び指導
  - 1) いじめに係る行為が止んでいること
  - 2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ② いじめの発見・通報を受けたときの対応
- ③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援
- ④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
- ⑥ ネット上のいじめへの対応

(4) その他の留意事項

- ① 組織的な体制整備
- ② 校内研修の充実
- ③ 学校相互間の連携体制の整備
- ④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の調査組織の設置

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

(4) 調査結果の報告

## はじめに

邑南町の子どもたちは、安心して生活でき、自分の力を発揮できる社会を望んでいる。平成6年に日本は「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准している。これは子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の4つの権利を柱として定められている。また、私たち邑南町の町民憲章の一文に「人を尊び 心のかよう 和やかな町をつくります」とうたっている。

つまり、これらの人権を阻害するようないじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等に取り組むにあたっては、就学前段階を含めて、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人ひとりの人権感覚を培い、「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない態度」を育てていくことが大切である。また、児童生徒を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」という認識を持ち、いじめに直面した場合でも、周囲に相談したり、いじめを抑止したりする力を持つ児童生徒を育てていくことが必要である。

このような取組を通じて、地域社会のつながりや温かみを感じ、家族や地域を愛し、ふるさとを大切にしたい、ふるさとのために役立ちたいという気持ちの醸成にもつながっていくような環境づくりを推進しなければならない。

邑南町は、町が行ういじめ防止等(いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき「邑南町いじめ防止基本方針(以下「町の基本方針」という。)」を平成26年8月20日に策定した。

その後、平成31年2月13日に一部改訂したが、この基本方針が十分理解されなかったこともあり、いじめに対する認知の不足・詳細な事実関係の確認等の初動や組織対応の遅れ、加害被害保護者への説明不足などにより、早期の解決にいたらない事案も発生した。このことから鑑みて、基本方針を活用しつつ、いじめの未然防止、いじめ対策を迅速、確実にしていくために、生徒指導提要の改訂を踏まえ、令和5年11月7日に一部改訂を行った。

今回の改定では、今までのいじめ防止対策の課題に対する改善策、令和6年8月の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂、町いじめ問題対応アドバイザーからの助言などを踏まえ、平時から実効的ないじめ防止策をとるとともに、学校や関係者のいじめへの対応をより明確化し、円滑な事実の確認や早期の対応の実施、いじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応の重要性を示したものである。

この方針は、国・県が示した基本方針に基づき、町としていじめ防止に対する考えを明らかにし、すべての学校及びそこに所属する児童生徒、保護者、地域の住民に対しても示すものである。

## 第1章 町のいじめ防止等に対する基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行われなければならない。このためには、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取組が行われなければならない。

また、いじめが、いじめを受けた者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、すべての児童生徒が理解できるようにしなければならない。

加えて、町が行ういじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、家庭、地域住民、その他の関係者間の連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

法の規定により

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒（\*1）が行う心理的または物理的な影響（\*2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*1 「一定の人間関係にある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者や当該児童生徒が関わっている仲間やグループなど、何らかの人間関係のある者。

\*2 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃や金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。特に、下記の6点を踏まえるようにすることが重要である。

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた適切な

対応に努めること。

(6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

(7) いじめの態様については、以下の通りである

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	【言葉】
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	【仲間はずし】
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	【軽度暴力】
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	【暴力】
⑤金品をたかられる。	【恐喝】
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	【悪戯】 【盗難】 【損壊】
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	【脅迫】 【侮辱】 【強要】
⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	【誹謗中傷】 【個人情報漏洩】 【名誉棄損】 等

### 3 いじめの理解

(1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

(2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。

(3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

(4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災や能登地震等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

#### 4 いじめの認知にあたっての教職員等の心構え

- (1) いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童生徒等の立場に立つこと
- (2) いじめの被害児童生徒等本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること
- (3) いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断すること
- (4) SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童生徒等本人が気付いていない(心身の苦痛を感じるに至っていない)ケースも想定されるので、適切な対応に努めること
- (5) いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと
- (6) いじめは、すべての児童生徒等が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること
- (7) いじめは、児童生徒等が所属する学級や部活動等といった閉塞性を伴う環境で発生しやすいこと
- (8) (7)に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと

#### 5 いじめの防止等に対する基本的な考え方

##### (1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも起こりうる」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行うことによって、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識・感覚・態度を培うとともに、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。

また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要となってくる。

加えて、未然防止の観点からすべての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自己肯定感・自己有用感・自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

学校職員において、「児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような暴言」「児童に恐怖心や

不安感を与える威圧的な行為や精神的に過度な負担を与える行為」などの不適切な言動は、児童生徒の心を大きく傷つけることにつながる。自尊感情を著しく低下させるだけではなく、「存在そのものが否定された」と受け止められ、非行などの問題行動や不登校、精神疾患などを引き起こす要因になりうる。対象となった児童生徒のみならず、周囲にも同様の負担や弊害を及ぼしたり、児童生徒同士のいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招いたりすることにつながることを認識しなければならない。

さらに、家庭においては、就学前の段階を含めて、規則正しい生活習慣を身につけさせたり、温かな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。そして、地域では住民一人ひとりが、「地域の子どもは、みんなの宝」という意識を持ち、声かけや地域行事、体験活動をともに行うことをとおして、豊かで多様なつながりの大切さを伝えていくことが大切である。これらのことが「よき隣人」を育て世界に羽ばたける人材を育成していくことになるのである。そのためにも、大人が襟を正し、子どものモデリングとして、人権意識・感覚を高めていくことの必要性を普及啓発していく必要がある。

## (2) いじめの早期発見

いじめは人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や職員をはじめとする大人は、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めていかなければならない。僅かな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、児童生徒やその周囲の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、町や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒やその周囲がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、家庭においても、子どもの様子をしっかりと見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等に相談・通報することが不可欠である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒やその周囲の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や町への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を密に図っていかなければならない。

このため、職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、各研修等を通して理解を深めておく必要がある。また、「チーム学校」における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、町や学校は、いじめの事実関係の把握を迅速に行い、いじめを生んだ背景や要因を

分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。たとえば、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、教育支援センターなどとの連携を図ったりするなど、体制を整備していく必要がある。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組むことが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、たとえば、学校や町においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、こどもまるごと相談室、要保護対策連絡協議会、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。各関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や町や関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局やSOSレターの紹介など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関と連携して取り組むことも重要である。

### 6 いじめの問題に対する役割

#### (1) 町

町は、いじめ防止対策推進法が示す基本理念に則り、県と協力しつつ、啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、学校の設置者として、いじめ問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

※学校の設置者とは、地方公共団体（町）であり、その管理運営については、教育委員会が所管する。以下、「町」については、「町および教育委員会」と読み替える。

#### (2) 学校

学校（学校基本法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。）は、法が示す基本理念及び町の基本方針に則った、いじめ防止基本方針を作成し、在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校全体で人権教育や道徳教育、体験活動、ふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図り、授業や学校行事を通して、児童生徒が「自己有用感」が感じられる活動を展開していく中で、児童生徒一人ひとりの人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する（シチズンシップ教育の必要性を含む）。

当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切にかつ迅速にこれに対処する。

### (3) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行わないことは当然であるが、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。児童会・生徒会においても、校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で解決にあたる活動等、子どもたちの主体的活動を充実させる必要がある。また、いじめを受けたときやいじめを認識したときは、担任や保護者や相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」「24時間子どもSOSダイヤル」「ヤングテレフォン/けいさつ・いじめ110番」等）など大人や友だちに勇気を持って相談する。

### (4) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図り、基本的な生活習慣を身につけさせるなど家庭での教育を通して、その保護する児童生徒がいじめを行ったり、傍観することのないよう、子どもの人権意識や感覚を育てていく。また、保護者は、その子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護をするとともに、必要に応じて、学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを周りで見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、すみやかに関係機関に相談するなど、早急に必要な措置をとる。保護者は、町、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### (5) 地域住民

地域住民は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや地域行事への子どもの積極的参加を通して、多様な人とのつながりの大切さを伝え、自己肯定感・自己有用感・自尊感情や人権意識や感覚を育むとともに、温かい雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

## 第2章 町が実施する施策

### 1 子どもを見守る環境を整える

#### (1) いじめ防止のために関係機関と連携を図るための組織の設置

町は、法第14条1項の規定に基づき、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめ問題に対する課題等を共有し、対応についての効果的な手段を総合的に検討するため、松江地方法務局、浜田児童相談所、川本警察署、町立小中学校代表、町立小中学校PTA代表、保育所・保育園、邑南町人権擁護委員会、邑南町民生児童委員協議会、邑南町スクールソーシャルワーカー、教育支援センター、邑南町スクールカウンセラーにより構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置き、いじめ防止等の対策を実効的に行うための機能を有する組織として、起きたいじめの事案について専門的知見の審議や調査を行う。なお「いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき「いじめ問題専門委員会（第3章第8条）を設置する。

この事務やいじめ問題の対応窓口としては、教育委員会事務局が行う。

## (2) いじめ防止に関する啓発等

いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、職員への研修の実施や「いじめ問題対応マニュアル」などを活用しての資質能力の向上を図る。また、いじめ問題に対する情報の提供や共有を図ることなど、学校への適切な指導・支援に取り組む。

## (3) 国や県の施策の活用と連携

町は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等については、外部専門家の活用、関係機関、家庭や地域との連携、教育相談体制の整備等、国や県と連携し、それらが実施する施策を積極的に活用する。

## (4) 通報及び相談体制の整備

町は、児童生徒や保護者へ、学校、教育委員会、教育支援センター（たけのこ学級）等関係機関における相談窓口の周知を徹底するとともに、通報を受ける窓口の設置や相談体制の充実を図る。

## (5) 専門的な知識を有する者の確保等

町は、いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理・福祉・法律等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じることのできる者の確保に努める。地域の実態等で人材の確保が難しい場合は、広域で連携を図りながら確保したり、県との連携を図ったりする。

## (6) 学校相互間の連携体制の整備

町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に、適切な支援や指導、助言できるよう、学校相互間の連携協力体制の構築を支援する。

## (7) いじめの防止等への取組の点検と充実

町は、学校において、いじめ問題を隠さず真摯な実態把握が行われ、その状況やその解決や再発防止に向けての取組状況を点検され、その評価結果を踏まえてその改善に取り組むことができるよう、必要な指導・助言を行う。

また、職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を図る。

## (8) 地域内での連携の構築

町は、「地域の子どもは、地域で育てる」ことを基本理念とし、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや民生・児童委員、公民館、地域の

関係団体等との連携を促進するとともに、地域で子どもを見守り育てていく雰囲気・風土・文化の創造と醸成に努める。

### (9) 学校と地域・家庭との連携の促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する取組を支援する。

## 2 いじめを未然に防ぐ

### (1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成

いじめを未然に防ぐためには、児童生徒に、集団における関わりの中で自尊感情や人権意識を高め、思いやりの気持ちなどの豊かな心を育てていくことが大切である。このためには、学校では教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図っていくとともに、将来、社会人となる児童生徒が良好な人間関係を構築でき、すべての児童生徒の存在をありのままに大切にす学級・学校づくりに向けて積極的な生徒指導を継続しながら推進していくことが必要である。

町は、人権教育や道徳教育に関する職員の指導力の向上のための施策を推進し、教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援する。また、学校教育活動における集団宿泊体験、ボランティア活動等やキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。さらには、生徒指導や教育相談を推進するための体制を整備する。また、職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現するための取組を推進するとともに、職員がすべての子どもたちの実態を把握し、その背景に目を向け、それぞれの課題を解決していくチーム学校としての進路保障の取組を充実させる。

### (2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援

町は、児童生徒が校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子ども同士の悩みを聞きあう活動等、子ども自身の主体的な活動の促進を図る学校の取組を奨励支援する。

また、町は、職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう学校運営改善の支援に努める。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

町は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうか把握に努めるなど、早期発見のための取組の体制を整備する。また、インターネットにおける情報の高度な流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、警察とも連携し、いじめ防止のための取組を進める。また、職員や児童生徒、保護者に対して講演・研修会等を実施したりリーフレット等の配布をしたりするなどして周知・啓発を行う。児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。

### 3 いじめに対処する

#### (1) いじめに対する措置

学校は、通報や把握により学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けていると思われるとき、速やかに必要な措置を講ずるとともに、これを教育委員会に報告する。この報告を受けた教育委員会は、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置をとることを指示し、または、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。なお、必要に応じて各関係機関との連携を図る。

#### (2) いじめが行われた場合の学校への支援、指導、調査

教育委員会は、学校においていじめが行われたことが確認された場合、学校がいじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、また、その保護者に対する助言等を適切かつ継続的に行うことについて必要に応じて支援する。

#### (3) 重大事態への対応

町は、学校から、いじめが行われた（行われたと疑われる）と報告があったとき、国が示す基準に基づき学校が重大事態と判断し、当該学校において必要な指導及び支援を行う。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法の規定に基づき次のとおりとする。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
具体的には、
  - ・児童生徒が自死を企図したとき
  - ・身体に重大な障がいを負ったとき
  - ・金品等に重大な被害を被ったとき
  - ・精神性の疾患を発症したときなどが考えられる。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
  - ・「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は、目安にかかわらず適切に判断する。
3. 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）。
  - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### ① 事実関係を明確にする調査の実施

町は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために、調査組織を設けて調査を実施し、その結果をまとめる。

重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者が主体となるかは、学校の設置者の判断による。その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなどは、調査組織の構成について、学校の設置者が適切に判断する。

調査組織の設置においては、その構成員は、案件に応じて社会福祉士、医師、公認心理師・臨床心理士、学識経験者等の専門的知識を有する者であり、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）から選任し、当該調査の公平・中立の立場からの客観的な事実を確保する。

学校を調査主体とした場合、調査する組織の人的な措置や調査の方法、実施、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する情報の提供など、学校に対して必要な指導及び支援を行う。調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行き、いじめを行った児童生徒へ聴き取りを行うとともに調査により事実関係を確認し、指導を行い、いじめをやめさせる。また、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年4月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）を参考に、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

調査の結果については、町長に報告しなければならない。

### ② 調査報告を受けた町長による再調査及び措置

町長は、報告を受けた後、必要があると認めるときは、再調査を行い、その調査の結果については、議会に報告しなければならない。また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処や新たな重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

### ③ 再発防止の措置

町は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止に向けて、いじめの起こった学校への指導・助言を含め、適切な措置を講ずるよう努める。

- ・ 生徒指導提要（改訂版：令和4年12月）や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定）など、随時最新情報に刷新していく。
- ・ 医療・福祉・心理・法律の専門家からの協力を得ながら、学校における児童生徒の心理的情緒的問題への対応とSOSを適切に受け止めるための研修を実施する。
- ・ 学校の校内組織が、会議の目的や内容、計画（5W1Hを含む）を明記した議事録を作成し、必要があれば速やかに町教委に提出することができるよう指導する。
- ・ いじめ認知の段階から専門スタッフ（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）などの外部性と中立性が活かされる校内及び教育委員会内の体制整備に努める。

- ・ 法や条例、町の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等にホームページ等で外部に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく。

#### (4) いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒のために必要な措置

いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、学校は、必要に応じて、いじめを行った児童生徒を別室で指導することとしたり、状況に応じて、出席停止制度を活用したりする。

教育委員会は、下記に掲げる行為の1または2以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の児童生徒の教育を大いに妨げがあると認められる場合、学校でのいじめの状況を詳細に把握したうえで、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることを検討するものとする。

- 1 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

また、学校との協議のうえで出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りの支援を行うものとする。

さらに、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめの状況をしっかりと見極めたうえで、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応も検討していくものとする。

### 第3章 学校が実施する取組・対応

#### 1 学校におけるいじめ防止基本方針の策定

「第1章 町のいじめ防止等に対する基本的な考え方 4 いじめの問題に対する役割 (2) 学校」に基づき各小中学校において、いじめ対応基本方針を策定する。

それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容を「〇〇学校いじめ対応基本方針」(以下「基本方針」という。)として定める。

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成を評価する。学校は評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

策定にあたっては、職員だけでなく保護者や地域の方にも参画や児童生徒の意見を取り入れるなどして組織的に取り組むことが望ましい。さらに、策定の過程において、策定作業を子ども理解のための校内研修の一環としても位置付け、職員の資質能力の向上を図るとともに、PDCA(\*)サイクルまたは、CAP-Doを基本方針に盛り込むなど、より実効性の高い取組とする。

\* P D C Aとは 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

\* C A P - D oとは C = c h e c kを最初に持ってきた改善サイクル手法。改善の前に現状の把握を行う。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、民生児童委員、医師、警察（経験者含む）などの外部専門家を加えて構成される組織も検討するものとする。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報の共有により、組織的に対応できる体制に高めていく。

## 3 いじめ防止等に関する措置

### （1）いじめの防止

#### ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての職員が取り組んでいくこと、落ち着いた教育を受けられる環境の確保を図ることが重要である。未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善や、新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にP D C A（orCAP - D o）サイクルに基づく取組を継続する。

#### ② いじめの防止のための取組

・保小中高の連携を密にし、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。

・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的に指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりして、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

・学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受け止め理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。

- ・いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることも踏まえ、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりや支え合い高め合う学級づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感・自尊感情が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- ・人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えたり、いじめに気づき行動できる児童生徒の育成の取組を推進する。
- ・警察署と連携し、少年補導職員等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた学習の取組を推進する。
- ・被害児童生徒の精神的苦痛やフラッシュバックに対する理解を深め、救済・回復のための支援が適切になされなければ、「重大事態」につながる可能性が大きくなる。そのことを常に意識する。
- ・児童生徒等が、困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかで、児童生徒等の学校での安全・安心が大きく左右される。学校は、成長途上にある児童生徒等が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）にSOSを表出できる雰囲気と児童生徒等のSOSをしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築く。
- ・児童生徒等のいじめの衝動を発生させる原因としては、下記の点を意識して対応する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。)</li> <li>・集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。)</li> <li>・ねたみや嫉妬感情</li> <li>・遊び感覚やふざけ意識</li> <li>・金銭などを得たいという意識</li> <li>・被害者となることへの回避感情など</li> </ul> |
|--|

- ・いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」「どうしていじめることではか気持ちが保てないのか。」ということに無自覚である場合も多いことから、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となる。児童生徒等が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする、心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要である。

### ③ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認（LGBTQ）に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災や能登地震などにより被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## （２）早期発見

### ① いじめの積極的な認知と情報の共有

いじめに関して、些細な兆候であっても、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。いじめの行為性にこだわっていじめの認定が消極的になってはならない。学校として、仮に事後的にいじめと認められなかったとしても、被害の感情を受け止め、加害をしたと指摘された児童生徒に適切な指導助言をすることで今後のいじめの防止につながりうる。そのために、「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を行うとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

### ② いじめの早期発見のための措置

- ・学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。  
また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、

休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

さらに、校内で行われるアンケート調査には児童生徒の視点からみた情報が書かれており、ひとつひとつを見ると断片的であっても、それらの複数の情報をつなぎ合わせることでいじめの事実が明確になることがある。そのため、複数の教師が情報を吟味し合い、いじめの早期発見につなげていくことが重要である。大切なことはアンケートを実施することのみではなく、その結果を全体的に複数の教職員によって読み取ることにある。

- ・児童生徒の発する言葉に慎重に耳を傾ける。

児童生徒の具体的な発言は当事者の意思表示であり、いじめを早期に認知する重要な指標である。教師や関係者はその言葉に真摯に耳を傾け、精神的苦痛を汲み取る努力を怠ってはならない。その際、被害児童生徒の精神的苦痛の程度には個人差が大きく、大人の認識（意味づけ）とは大きくかけ離れることもある。

したがって、大人の思い込みや価値観にとらわれることなく、色々な側面から児童生徒との対話を粘り強く繰り返し、信頼関係を醸成しながら、当事者の言葉に含まれた真の意味や言葉の背景などを理解する。

### （3）いじめに対する措置

#### ① いじめに対する組織的な対応及び指導

職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止対策委員会等の組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。日頃から、研修等を通じて情報共有と組織的対応への意識を高めなければならない。

その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

##### 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

##### 2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援

を継続するため、支援内容、情報共有、職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめの発見や通報を受けた後は、組織的に対応するために、教職員の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの協力を求めることも重要である。管理職には様々な角度から事態を検討し、コーディネートしていくことが求められる。そして、すみやかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って町に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の保護者に連絡する。保護者に対する事案の説明は、一方的に説明すれば足りるということではなく、被害・加害保護者が何を求めているか、どういったところに疑問をもっているのかなど真意をよく聴き取りつつ、いじめ問題解決についての今後の見通しなどについて丁寧に説明し、共通理解を図ることが重要である。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ 外部性と中立性を持つ専門スタッフを適切に活用

今日、「チーム学校」と言われる時代、外部性や中立性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、児童生徒への複眼的なアセスメントの必要性とその体制の充実が求められる。校内のいじめ対策委員会の中に外部の目を積極的に入れ、児童生徒等や家族をめぐるアセスメントの機会や関係する諸記録の閲覧などの機会を設ける。これらは、校内の組織的対応を通じて、保護者や医療関係者とのつながりや事後の組織的対応として、その方針や計画、指導・対応の共有化がなされることによりさらに協力者を広げることにつながる。

- ・ いじめの問題は学校として生じてほしくない事柄である。しかし、保護者からの情報提供があった場合には、いじめ問題を避けることなく真摯に対応し、必要に応じて複数の教師間でそれまでの対応の在り方を協議し、検証していくことが求められる。また、「いじめがあった」という表現は、保護者にとってとてもしづらいものである。ゆえに、教職員はわずかな声にも寄り添い、推測する姿勢が不可欠である。

いじめによって精神的苦痛を負った被害児童生徒を救済していく支援のスタートラインは、学校と保護者がお互いを理解し補い合うことにはじまる。お互いに積極的に声をかけ、事実を確認し、情報共有と共通理解を深めていく行動が欠かせない。いじめの防止や早期発見では学校と保護者が真の協力者となることが求められる。

### ③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聞き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事である。

なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介したりするなどして、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。

また、いじめを受けた児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアや支援を行う。

状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

### ④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、健全な人格発達に配慮するなど、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮を行う。

### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。そのためにも日常的に支え合い、高め合う学級づくりに努めなければならない。

### ⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、ネットパトロール等を活用して早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。ネット上のいじ

めは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度ネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめ被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、ネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。児童生徒に対して、ネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

#### **(4) その他の留意事項**

##### **① 組織的な体制整備**

いじめへの対応は、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させる要因となりうるため、そのようなことがないように職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

学校全体の雰囲気、児童生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む必要がある。

##### **② 校内研修の充実**

すべての職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

##### **③ 学校相互間の連携体制の整備**

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、学校相互間の連携・協力を行う。

##### **④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援**

学校は、基本方針やいじめ防止等に対する学校の取組等について、地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校、PTA、民生・児童委員、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域や家庭と連携した対策を推進する。

##### **⑤ 児童生徒への指導のあり方**

謝罪はあくまで自分のなんらかの非を認める行為であり、その過程として、本人が謝るべき事実を認めているのかどうか、真に非を認めて真摯に行われるものである。その多くがその場を収める方法であり、児童生徒にとって、謝罪をした方とされた方という認識が残り、謝罪の本当の意味を理解することが容易でない場合が少なくない。また、児童生徒等間のトラブルへの対応を周囲の児

童生徒等やクラス全体で考えていく働きかけが欠かせない。児童生徒の自発的な成長を促すなかで、当事者の個別的な謝罪が相当と考える場面であっても、児童生徒の日常的な生活の中で問題の解決ができるような指導が必要である。

#### ⑥ 卒業後（転校後）の支援体制

学校在籍の期間に発生したいじめ問題は、本質的な解決がなされない限り、その苦痛を卒業後（転校後）も抱えていくことになる。その事実を学校関係者は再認識しなければならない。その上で、学校は、卒業がひとつの区切りと自己解釈せず、その児童生徒と保護者に卒業後もみずから働きかけ、問題解決に向けての最大限の努力と協力が必要である。

卒業後（転校後）であっても、連続した教育的支援が行えるよう、上級学校や転校先の関係者への引き継ぎや情報提供などを当事者の許可を得て行っていくことや児童生徒及びその保護者の精神的支援を継続することが不可欠である。

### 4 重大事態への対応

「第2章 町が実施する施策 3 いじめに対処する (3) 重大事態への対応」に基づき個別の具体的対応を行う。併せて、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂版と「邑南町いじめ問題対策連絡協議会等条例」及び「邑南町いじめ問題対策連絡協議会等条例施行規則」も参照する。

#### (1) 重大事態の調査組織の設置

学校に設置されているいじめ防止等の対策のための組織を母体とした調査組織を設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

#### ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援等を行う。

## ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点として児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- ・遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（\*）による「自殺報道への提言」を参考にする。
- ・いじめを受けた児童生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。児童生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で聞き取り等のあり方を検討する。

\* WHOとは 世界保健機関。 人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。

## (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

#### (4) 調査結果の報告

調査は、時間を要することから中途の経過についてはできるだけ速やかに報告する。

なお、経過報告も含めた調査の結果については、町長に報告する。

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。